

別表 技術者の資格区分

1 設計業務等

技術者の名称	技 術 經 歴
技 師 長	<p>1 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者</p> <p>2 外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算 5 箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法 108 条第 2 項に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者</p> <p>(2) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者</p> <p>(3) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上ある者</p> <p>(4) (一社) 日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上ある者</p>

技術者の名称	技　　術　　経　　歴
主任技師	<p>外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算2箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者</p> <p>(2) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者</p> <p>(3) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</p> <p>(4) 林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p>
技 師 A	<p>外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>(2) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者</p> <p>(3) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上ある者</p> <p>(4) 林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者</p>
技 師 B	<p>外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(2) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>(3) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者</p> <p>(4) 林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者</p>

技術者の名称	技　　術　　経　　歴
技　師　C	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上ある者</p> <p>(2) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者</p> <p>(3) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 11 年以上ある者</p>
技　術　員	森林土木部門の職務に従事した期間が 3 年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者